

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(長野県上田市議会(第三三三九号))
地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(長野県南木曾町議会(第三三三〇号))
津波避難施設等の整備に係る各種規制の緩和を求める意見書(高知市議会(第三三三二四号))
東北地方の高速道路無料開放の復活を求める意見書(福島県郡山市議会(第三三三二二号))
都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(東京都江東区議会(第三三三三三号))
独立行政法人都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(東京都大田区議会(第三三三四四号))
都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続させ、居住者の居住の安定を求める意見書(東京都町田市議会(第三三三四五号))
都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続させることを求める意見書(東京都狛江市議会(第三三三四六号))
都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求めることに関する意見書(神奈川県鎌倉市議会(第三三三四七号))
特急列車廃止・削減に反対する意見書(福井市議会(第三三三四八号))
都市再生機構(U R)賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(大阪府吹田市議会(第三三三四九号))
都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(大阪府南市議会(第三三五〇号))
北陸新幹線若狭ルート整備に関する意見書(福井県小浜市議会(第三三五一一号))
U R賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書(東京都清瀬市議会(第三三五二二号))
六月八日
住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行

政の充実を求める意見書(北海道雄武町議会(第三五八〇号))
地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(木曾広域連合議会(第三五八一号))
「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(前橋市議会(第三五八二二号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

○伴野委員長 これより会議を開きます。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣羽田雄一郎君。

○羽田国務大臣 このたび、国土交通大臣を拝命いたしました羽田雄一郎でございます。

伴野委員長を初め理事並びに委員の皆様方には、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

御審議に当たり、国土交通行政の当面の諸課題について、私の考え方を述べさせていただきます。

まず、東日本大震災からの復旧復興は、国土交通行政として取り組むべき最優先の課題であります。三陸沿岸道路を初めとする道路、河川、鉄道、港湾、海岸保全施設等のインフラの復旧、整備、被災地のまちづくりや被災された方々の居住安定への支援、地域産業の基盤形成など、国土交通省は復旧復興において大きな役割を担っております。私は、現場の声、被災地の住民の方々の声を復旧復興に反映させることが極めて重要と考えており、皆様の御意見をしっかりと踏まえて、復興の初めとする関係省庁と緊密に連携して全力で取り組めます。

東日本大震災を初め災害が頻発する我が国にお

いては、災害のリスクと向き合って生きていかざるを得ず、災害に強い、強靱な国土づくりを進めることが重要です。首都直下地震等の大規模災害に備えるため、住宅・建築物や公共施設の耐震性の向上、津波防災地域づくり法等に基づく津波対策の強化、ミッシングリングの解消、水害・土砂災害対策、津波警報の改善、大規模災害に対する初動体制強化等、ハード、ソフト一体となった対策を進めてまいります。

また、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の確かな維持管理が重要な課題となっておりますが、重点化、長寿命化等を図るなど、効率化を重視しつつ、インフラの戦略的な維持管理、更新に取り組みでまいります。

昨年末に事業の継続を決定した八ツ場ダムについては、官房長官裁定を踏まえて適切に対処してまいります。

本年四月に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故では、多くのとうとい命が奪われ、多数の方がけがをされました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

全力で取り組む所存であります。この夏の多客期の安全確保については、全国の関係事業者に対する緊急重点監査の実施、旅行者と貸し切りバス事業者の取引内容の明確化、利用者への安全情報に、さらなる公共交通の安全対策の強化に強力に取り組みでまいります。また、事故被害者等への支援の取り組みを進めてまいります。

東日本大震災を契機として、エネルギー問題を初め我が国の社会、政策が大きく変化している中、低炭素・循環型の社会の実現など、持続可能で活力ある国土・地域づくりに取り組むことが重要であります。

国内の二酸化炭素排出量の五割以上を占める民生、運輸部門を所管する国土交通省が先頭に立ち、住宅、官庁施設、自動車、船舶など単体の省エネ対策や省CO₂対策に加え、都市における低

炭素化のための取り組みを推進します。また、社会全体の高齢化が進む中、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるように、医療や介護、職場、住宅が近接したコンパクトシティの形成を目指すこととし、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムを整備、バリアフリー化の推進、通学路の安全確保等に取り組みでまいります。

また、選択と集中という考え方に基いて真に必要な基盤を整備していくなど、我が国の経済活性化に向けた取り組みを加速することも重要と考えております。

大都市の国際競争力強化のため、大都市圏環状道路、国際コンテナ・バルク戦略港湾、大都市拠点空港等の基盤の強化に取り組みます。また、不動産投資市場の活性化等により、民間資金も活用して耐震改修、老朽施設の再生を進めるなど、都市の防災・環境性能の向上による都市の再生を目指すとともに、離島を初めとする地方の活性化にもしっかりと取り組んでまいります。

高速道路については、地元や有識者等幅広い意見を伺いながら、必要性や効果を確認しつつ、戦略的なネットワークの強化に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の進捗を進めているところであり、引き続き、着実に手続を進めてまいります。

住宅、不動産分野においては、リフォーム投資の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経営環境の整備や技能、技術の承継、海外展開の促進等を図り、その再生、発展に取り組んでまいります。

観光分野では、東北の観光振興を図るほか、地域の観光資源を生かした魅力ある観光地域づくり、訪日プロモーションや外国人観光客の受け入れ体制の確保、国際会議の誘致の強化等、観光立

国の実現に向けた総合的な取り組みを強化してまいります。

航空分野では、安全運航の確保を大前提としつつ、首都圏空港の抜本的な機能強化、戦略的なオープンスカイ、本年七月に予定されている関空、伊丹の経営統合等の空港経営改革等の施策を推進します。

海運・造船分野においては、革新的省エネ技術の導入等を図るなど、世界有数の海運・造船国として国際競争力を強化してまいります。

さらに、アジアを初めとする海外の旺盛な需要を取り込み、経済成長につなげていくことが重要であります。鉄道、道路、自動車、水インフラ、航空、都市開発、港湾・海洋、防災など、我が国のすぐれた技術、経験を積極的に世界に展開し、相手国と我が国双方の国益につなげていくよう、官民一体となったトップセールス等に力を注いでまいります。

我が国の国土と経済社会の存立基盤である海洋については、海上における主権を確保するとともに、治安と安全を守り、海洋権益の保全、海洋資源の開発及び利用等を進めるなど、海洋国家として総合的な取り組みを強化していくことが極めて重要であります。

このため、海上保安庁において、我が国周辺海域における情勢の変化や大規模災害等に対応できるよう、巡視船艇、航空機の整備、要員の充実等を初め体制整備の強化に努める等、国民の安全、安心の確保を図ってまいります。

また、国際連携の推進等によりソマリア周辺海域や東南アジアにおける海賊対策等を進めるとともに、排他的経済水域及び海洋資源の開発、保全を図る観点から、低潮線の保全や遠隔離島における活動拠点の整備、海洋調査の推進、海洋産業の育成等に取り組めます。

最後になりますが、私は、子供たちや孫たちの世代にすばらしい国土を残すことが我々政治家の使命であると考えてまいりました。人口減少や急激な少子高齢化、深刻な財政状況など厳しい状況

を踏まえ、選択と集中やコスト削減、PPP、PFIの活用促進などを図りながら、陸海空に幅広くかわかる国土交通省の総力を挙げて、子や孫の時代に誇れる国土づくりに邁進したいと考えております。

以上、国土交通行政の推進について、私の考えを申し述べました。国民の皆様への御理解をいただきながら、御期待に応えることができるよう、諸課題に全力で取り組み覚悟であります。

今国会に提出いたしました法案等及び前国会から継続審議となっております交通基本法案につきましては、国土交通行政を円滑に実施するため大変重要でございますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、欧州連合がイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引き受けを禁止する措置を講ずる可能性が高まったため、これによる影響を回避するための法案をこのたび追加提出させていただきました。国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持するため、速やかな御審議をお願い申し上げます。

委員長、委員各位の格別の御指導をよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○伴野委員長 内閣提出、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣羽田雄一郎君。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕
○羽田国務大臣 ただいま議題となりました特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

欧州連合がイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引き受けを禁止する措置を講ずることにより、船舶油濁損害賠償保障法において締結が義務づけられている油による汚染損害に関する保険契約の締結が困難となるなどの事態が生じ、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航ができなくなることが見込まれます。

我が国としては、こうした事態を回避し、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航を確保することで、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、イラン産原油を我が国のみならず輸送するタンカーの所有者が、一定の損害賠償の義務の履行を担保する契約を締結している場合、政府は、これにより手当てされる金額に相当する金額を保険者に交付する契約を、当該タンカーの所有者との間で締結することができることとしております。

第二に、この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴って生ずる損害の填補に付いて、保険金額が一定額以上の保険契約の締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしましたし、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国(次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。)を原産地とする原油(以下「イラン産原油」という。)を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。)第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

二 特定タンカー イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー(我が国においてのみ原油の取卸しをするものに限る。)をいう。

三 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

四 特定タンカー所有者 特定タンカーのタンカー所有者(特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害

保険契約の被保険者となっているものを含む。をいう。

五 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時点までの間に於ける特定タンカーの運航をいう。
六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。
七 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴って生ずるタンカー油濁損害(特定費用に該当するものを除く。)

ロ 特定運航に伴って生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるものを除くもの(特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。)

ハ 特定費用 特定運航に伴って生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならぬものをいう。

九 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者が生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。
ロ 二十トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するも

のであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の被保険者(以下「特定被保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができるとされ、特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額(以下「担保上限金額」という。)を超えないものであること。

ハ 二十トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ニ 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定被保険者に支払う金額の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。
十二 総トントン数 油賠法第七条に規定する総トントン数をいう。
(特定被保険者交付金交付契約)

第三条 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定被保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定被保険者に対し当該特定被保険者が支払う金銭(以下「交付対象金銭」という。)の額に相当する金額の交付金(以下「特定被保険者交付金」という。)を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約(以下「特定被保険者交付金交付契約」という。)を締結することができる。

2 政府が特定被保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち次の各号に掲げるものに該当するものに係る交付対象金銭に於いて、当該交付対象金銭の額が当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額を当該交付対象金銭の額として、前項の規定を適用する。

一 タンカー油濁損害のうちこれに基づく債権について油賠法又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの(以下この号及び次号において「特定油濁損害」という。)であつて、総トントン数五千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの。油賠法第六条第一号の金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

二 特定油濁損害であつて、総トントン数五千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの。油賠法第六条第二号の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

て船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号。以下この項において「責任制限法」という。)又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの(以下この項において「特定非油濁損害」という。)であつて、総トントン数二十トン以下の特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの(責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。)

同号イの金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

五 特定非油濁損害であつて、総トントン数二十トンを超える特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの(責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。)

同号ロの規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額
(特定被保険者交付金交付契約の期間)
第四条 特定被保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日

までとする。

(納付金)

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

(特定保険者交付金)

第六条 政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金交付契約の期間内における特定運航に伴って生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金額を限度とする。

(特定保険者交付金交付契約の締結の限度)

第七条 政府は、一會計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとする。

(通知)

第八条 特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定運航の開始日時を政府に対し通知しなければならない。

(報告の徴収)

第九条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者に対し、特定運航の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(時効)

第十条 特定保険者交付金の交付を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

(代位等)

第十一条 政府は、特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金を交付した場合において、当該特定保険者交付金の交付を受けた特定保険者が第三者(当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者を含む。次項において同じ。)に対して求償権を有すると

きは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 当該特定保険者に政府が交付した特定保険者交付金の金額

二 当該求償権の金額

2 特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金の交付を受ける特定保険者が第三者に対する求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、特定保険者交付金の交付の義務を免れる。

一 当該特定保険者が当該求償権の行使により支払を受けた金額

二 当該特定保険者交付金交付契約に係る交付対象金銭について第六条の規定により政府が特定保険者交付金の交付の義務を負う金額

(特定保険者交付金交付契約の解除)

第十二条 政府は、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定保険者交付金交付契約を解除することができる。

一 解除その他の事由により特定損害保険契約又は特定賠償義務履行担保契約を締結している者でなくなったとき

二 政令で定める期限までに納付金を納付しなかつたとき

三 第八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき

四 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

五 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)その他の政令で定める法律(これらに基づく命令を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反したとき

六 当該特定保険者交付金交付契約の条項に違反したとき

の解除は、当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が解除の通知を受けた日から起算して三月を経過した日から将来に向かつてその効力を生ずる。

3 政府は、第一項の規定により特定保険者交付金交付契約を解除したときは、直ちに、当該特定保険者交付金交付契約に係る特定保険者に対し、その旨を通知するものとする。

(業務の管掌)

第十三条 この法律に規定する政府の業務は、国土交通大臣が管掌する。

2 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を解除しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(船主相互保険組合の特例)

第十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができる。

(国土交通省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、特定保険者交付金交付契約の締結の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条第二項中「事務並びに」を「事務」に、「事務を」を「事務並びに」に、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務を」に改める。

する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を填補するための保険契約であつてその保険金額が第二条第十一号口の政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至つたとき、又は特定運航が行われなくとも国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに至つたときは、速やかに、廃止するものとする。

(平成二十四年度における特定保険者交付金交付契約の限度額)

第三条 平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が九兆千三百二十二億八千七百六十七万円を超えない範囲内において、これを定めるものとする。ただし、第七条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「事務並びに」を「事務」に、「事務を」を「事務並びに」に、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務を」に改める。

理 由

欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償

義務履行担保契約の義務の履行として支払われる
金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付す
る制度を設ける等の特別の措置について定める必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

平成二十四年六月十八日印刷

平成二十四年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F